



資料編

1 子ども・若者からの意見の計画への反映

本計画を策定するにあたり、「わたしたちが望む社会や生活はどのようなものか」をテーマに、市内各図書館や庁舎内の学習室に意見聴取ボードを設置したり、ワークショップを開催したりして、子ども・若者の当事者の意見をお聴きしました。

市では、その意見（総数：605 件）全てに対して、計画に反映できるかどうか検討しました。

（１）検討方法

○ステップ１：テーマに対する意見（子ども・若者が個々に考える理想の社会像）で似ている意見をまとめ、子ども・若者が望む「めざす姿」を抽出しました。

○ステップ２：ステップ１で抽出した「めざす姿」を実現するために、市として対応すべき方向性を施策等に位置づけ、計画に反映しました。

（２）検討結果

検討結果は、次のとおりです。

子ども・若者の意見	計画への位置づけ	
●子どもだからという理由をなくす ●今回のようなワークショップが増えてほしい。子ども・若者の声を届ける ●あらゆる差別の無い社会 ●性がもっと Open な社会になれ!! ●全ての子どもが大人に守られる社会 ●子どもが１人残らず傷つかずにのびのび育っていける街 ●生徒の決定権を、強くしてほしい&修学旅行の場所 ●部活が自由（やりたい人はたくさんできる）にしたい ●いろんなスポーツに挑戦できる校則 ●部活で女子限定とかあるからなくしたい ●中学校の部活の種類がもっと選べると良かった ●中学にバド部がほしい	▶	共通目標 1 施策 1 子どもの権利保障
●貧困の無い社会	▶	共通目標 2 施策 5 貧困家庭への支援

子ども・若者の意見	計画への位置づけ	
●小・中学校の時から子育てについて学べる体験学習を用意する ●小・中・高のうちから男性に子育ての勉強をしてもらう ●パパ・ママ教室を増やす	▶ 共通目標 3	施策 8 子育て意識の形成
●子育て（市内の）応援企業制度 ●子育て応援企業制度×イベント杜の宮市など ●企業の中の子育て施設の充実と周りの理解がよくなること！ ●子どもの行事に参加できる余裕がある企業、制度 ●働きながら子育てできる ●育休制度、男性・女性共に ●男性が育休をとっても、収入が安定する ●男性の育休!! ●男性の有給取得回数を増やす ●子どもがいても、夫婦の時間を取ることができる社会	▶ 共通目標 3	施策 9 仕事と子育ての両立支援
●地域の（特に新生児）子育てサークル（公民館など）もっと開催する ●双子・三つ子限定の親子交流会（妊婦さんも）	▶ 共通目標 3	施策 10 地域の相互援助や自主的な活動の支援
●妊娠期から子育て期までの切れ目のないサポートをする ●産前・産後からの伴走型支援（補助金・ケア訪問） ●家事代行サービス（所得制限なし） ●産後ケア事業を充実させる	▶ ステージ目標 1	施策 1 産前・産後の親子の健康づくり



子ども・若者の意見	計画への位置づけ	
●一宮子育て支援アプリをつくる ●一宮子育て支援アプリの周知 ●子育て支援がもっと知られてほしい ●子育て支援のPRをたくさん ●施設の場所を知ってもらう ●妊娠前からの情報提供 ●パパ、祖父母向け情報紙など ●市役所に行かずとも調べたり、相談したりできる ●不妊治療への経済支援 ●出産して子育てしたいと思えるような、おむつの無料配布 ●高校生まで医療費を無料にしてほしい ●高校生までの医療費を免除してほしい ●医療費が高すぎるヨ～ ●病院代高い！ ●保育料・給食費・副食費などの無償化（所得制限なし） ●給食費半額が無料 ●高校授業料無償化（所得制限なし） ●学費を安くして！！ ●大学の学費を安く！ ●大学の費用、無償化 ●大学費用の援助増やして ●資格受験料を安くしてほしい ●給付型の奨学金 ●奨学金のラインを下げる or いくつかつくる！！（奨学金をとりやすくする） ●親子で参加できるイベントを増やす ●中央子育て支援センター以外に大規模な子育て支援センター ●室内で遊べる施設が欲しい！ ●子どもだけでなく、親子で遊べる施設が充実した社会 ●子育てがしやすい、楽しい支援がたくさんある ●今の世の中は子育てにきびしいから子育てしやすい環境を整えることが大切！！	▶ ステージ目標 1	施策 2 子育ての不安や負担の軽減

子ども・若者の意見	計画への位置づけ	
●空きのある安心して預けられる保育施設 ●保育コンシェルジュ（相談・案内）	▶ ステージ目標 1	施策 3 幼児教育・保育提供体制の確保
●24 時間の保育所がある ●保育所に夜も子どもを預けられる ●子どもの一時預かり拡大 ●病児保育できる	▶ ステージ目標 1	施策 4 多様な保育ニーズへの対応
●交通事故率が高いので交通事故が減る社会 ●一人一人が交通安全に気を配る社会 ●交通事故の少ない社会 ●不審者がいない町 ●安全・安心の町!! ●事故の無い町 ●夜道でも安心して歩ける街 ●夜の道、安全だと嬉しいな ●街灯を増やしてほしい ●通学路を安全に！ ●自転車で自転車用道路を通るのこわい！ ●広い歩道、道!!! ●交通事故防止（教室、ミラー） ●安全なまちにしよう ●児童館を増やす ●公園がたくさんある ●公園の遊ぶ遊具が充実！ ●子どもが遊べる安全な施設 ●公園以外ものびのび遊べるグラウンド・体育館があるといいな！	▶ ステージ目標 2	施策 5 安心・安全な子どもの生活環境づくり



子ども・若者の意見		計画への位置づけ	
●小学生が放課後遊べる場所がほしい（児童館・公園以外） ●大きな児童館を一宮市にもつくってほしいです。そしたら親が帰りが遅くても皆で安全に遊んだり勉強したりできます ●児童クラブの増加と年齢制限をなくす！ ●6年生までの児童クラブ！ ●待機児童がいなくなる社会 ●子ども食堂があるといい ●土日のお昼など子ども食堂が増えると共働きが助かる！ ●子ども食堂が増えて子どもたちが公共の場にたまるのを防ぐ！（皆のたまり場ができるといいな！） ●子ども食堂など、国がやるべき仕事をきちんと行ってくれる社会 ●今のままでも十分過ごしやすい良いまちですが、強いていうなら、子どもの学ぶ場所、遊ぶ場所を増やして欲しいです。運動不足の解消や学力向上につながると思います。 ●大和、萩原地区に、子どもの集の場所（例）大型児童館や公園施設を作って欲しい！！ ●こどものあそびばをつくってほしい。で、あめでもあそべるところがほしいです ●わくわく広場みたいに、遊び場がほしい！というまち！		▶ ステージ目標 2	施策 6 子どもの居場所づくり

子ども・若者の意見	計画への位置づけ	
●子どもがのびのびと暮らせる社会を望みます。みんなが幸せになりますように!! ●公園や図書館など公共施設が充実している ●年齢、性別等、様々なバックボーンを持った全ての人々が安心してチャレンジできる社会 ●それぞれの能力（特にギフテッドの子など）に合わせた教育を受けられる社会 ●子どもたちの長所や個性を伸ばしてあげられる社会 ●画一的な価値観の基ではなく、多様な価値観や生き方ができる社会になってほしい。また、人口構成比的に難しいが、将来を担う若者や子どもを大事にする（当人たちが大事にされてると感じられる）社会・地域を望む。 ●中学の頃から専門的なことを学ぶ ●高校授業を大学っぽくする ●小学校のときの頭がいい子、授業中、暇になってしまう ●できるだけレベルにあわせて問題集をだす ●選択の授業を増やしてほしい	▶ ステージ目標 2	施策 7 子どもが心豊かに成長するための活動の推進
●自習室の席をもっと増やしてほしいです！いつも快適に使わせてもらっています！ ●テラスに机を増やしてほしいー!!♡ ●自習室をふやしてもっといろんな本をおいてほしい ●多目的室開放して欲しいな ●アイプラザの学習室の座席をもっと増やして欲しいです!! ●もっと身近に勉強できる場所がほしい。図書館だけでなく、公民館なども自習室として開放してほしい!! ●もっと身近なところに自習室を設置してほしい	▶ ステージ目標 3	施策 8 青少年の健全育成
●市による結婚支援（出逢いの場、住宅補助） ●彼氏ほしい！ ●イケメンの学生と出会える場所（おいしいものがあるとうれしい…！） ●結婚しやすい社会、妊娠を考えられるような社会	▶ ステージ目標 3	施策 9 若者等への相談・支援

※寄せられた意見を尊重する観点から、表記は統一しておりません。

2 数値目標（アウトカム）の算出方法

目 標		指標名	算出方法
共通目標	1 子どもの権利保障	学校が楽しいと感じている児童生徒の割合	「子どもの意識・実態調査（12月調査）」において、学校が「楽しい」と「どちらかといえば楽しい」と回答した児童生徒の割合（小学1年生～中学3年生対象／回答の不明・無回答を除いて算出）
		今の自分が幸せだと思っている子ども・若者の割合	「子ども・若者の意識と生活に関する調査」において、今の自分が幸せかという設問に対し、「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」と回答した子ども・若者の割合（15～39歳対象／回答の不明・無回答を除いて算出）
	2 子どもや家庭の状況に応じた支援	児童虐待やいじめ等に対する対策への保護者の満足度	「ニーズ調査」において、「児童虐待やいじめ等に対する対策の充実」に対する満足度の得点化・加重平均（就学前児童・小学生の保護者対象／回答の不明・無回答を除いて算出／5点満点）
		ひとり親家庭に対する相談や生活支援への保護者の満足度	「ニーズ調査」において、「ひとり親家庭に対する相談や生活支援の充実」に対する満足度の得点化・加重平均（就学前児童・小学生の保護者対象／回答の不明・無回答を除いて算出／5点満点）
		経済的支援への保護者の満足度	「ニーズ調査」において、「保育サービスの費用負担や学費など経済支援の充実」に対する満足度の得点化・加重平均（就学前児童・小学生の保護者対象／回答の不明・無回答を除いて算出／5点満点）
		障害児施策への保護者の満足度	「ニーズ調査」において、「障害のある子どもが地域で安心して生活できるよう障害児施策の充実」に対する満足度の得点化・加重平均（就学前児童・小学生の保護者対象／回答の不明・無回答を除いて算出／5点満点）
	3 子育てを応援する環境づくり	仕事と子育てが両立できるようにするための企業や労働者への啓発についての保護者の満足度	「ニーズ調査」において、「仕事と子育てが両立できるよう労働時間の改善など、企業や労働者に対する啓発」に対する満足度の得点化・加重平均（就学前児童・小学生の保護者対象／回答の不明・無回答を除いて算出／5点満点）
		親子・親同士の交流の場に対する保護者の満足度	「ニーズ調査」において、「親子・親同士の交流の場の充実」に対する満足度の得点化・加重平均（就学前児童・小学生の保護者対象／回答の不明・無回答を除いて算出／5点満点）
		子どもにやさしい環境整備に対する保護者の満足度	「ニーズ調査」において、「親子トイレ・授乳コーナーの設置や禁煙・分煙など、子どもにやさしい環境整備の充実」に対する満足度の得点化・加重平均（就学前児童・小学生の保護者対象／回答の不明・無回答を除いて算出／5点満点）

目 標		指標名	算出方法
ステージ目標	1 安心して生み育てられるための支援 ↳妊娠期・乳幼児期↳	母子の健康、子どもの発達支援についての保護者の満足度	「ニーズ調査」において、「母子の健康、子どもの発達支援のための健診や訪問、ヘルパー派遣などの充実」に対する満足度の得点化・加重平均（就学前児童・小学生の保護者対象／回答の不明・無回答を除いて算出／5点満点）
		子育てに関する相談、情報提供についての保護者の満足度	「ニーズ調査」において、「子育てに関する相談、情報提供の充実」に対する満足度の得点化・加重平均（就学前児童・小学生の保護者対象／回答の不明・無回答を除いて算出／5点満点）
		保育園・幼稚園のか所数や内容についての保護者の満足度	「ニーズ調査」において、「仕事と子育てが両立できるよう保育園、幼稚園のか所数や内容の充実」に対する満足度の得点化・加重平均（就学前児童・小学生の保護者対象／回答の不明・無回答を除いて算出／5点満点）
	2 子どもが健やかに育つ環境づくり ↳学童期・思春期↳	犯罪や事故から子どもを守るための取組についての保護者の満足度	「ニーズ調査」において、「犯罪や事故から子どもを守るための取組の充実」に対する満足度の得点化・加重平均（就学前児童・小学生の保護者対象／回答の不明・無回答を除いて算出／5点満点）
		放課後の子どもの居場所についての保護者の満足度	「ニーズ調査」において、「放課後の子どもの居場所の充実」に対する満足度の得点化・加重平均（就学前児童・小学生の保護者対象／回答の不明・無回答を除いて算出／5点満点）
		最近の生活に対する児童生徒の満足度	「子どもの生活状況調査」において、最近の生活の満足度に対する得点の加重平均（小学5年生・中学2年生対象／回答の不明・無回答を除いて算出／10点満点）
	3 次世代を担う青少年や若者への支援 ↳思春期・青年期↳	自分の将来について明るい希望を持っている子ども・若者の割合	「子ども・若者の意識と生活に関する調査」において、自分の将来について「希望がある」と「どちらかといえば希望がある」と回答した子ども・若者の割合（15～39歳対象／回答の不明・無回答を除いて算出）
		困ったときに助けてくれる人がいる子ども・若者の割合	「子ども・若者の意識と生活に関する調査」において、「家族・親族」「学校で出会った友人」「職場・アルバイト関係の人」「地域の人」「インターネット上における人やグループ」いずれかで、「困ったときは助けてくれる」という質問に対して「そう思う」又は「どちらかといえば、そう思う」と回答した子ども・若者の割合（15～39歳対象／回答の不明・無回答を除いて算出）



3 一宮市こども総合計画の策定の経緯

年度	月 日	内 容
2023	5 月 10 日～15 日	・ 第 1 回子ども・子育て支援事業推進会議
	7 月 3 日～7 日	・ 第 2 回子ども・子育て支援事業推進会議
	8 月 2 日	・ 第 1 回子ども・子育て審議会
	8 月 23 日～30 日	・ 第 3 回子ども・子育て支援事業推進会議
	10 月 2 日～11 月 6 日	・ 子どもの生活状況調査アンケート [子ども票] (小学 5 年生・中学 2 年生) ・ 子どもの生活状況調査アンケート [保護者票] (小学 5 年生・中学 2 年生の保護者)
	10 月 6 日～22 日 (図書館) ※尾西のみ～15 日 10 月 7 日～9 日 (学習室)	・ 公共施設への意見聴取ボードの設置 (小学生～29 歳) 設置場所：図書館 (中央・尾西・玉堂記念木曽川・子ども文化広場)、 学習室 (本庁舎・木曽川庁舎) テーマ：「わたしたちが望む社会や生活はどのようなものか」、 「一宮市で育ってきて良かったこと」
	10 月 13 日～31 日	・ 子ども・子育て支援に関するアンケート調査 [就学前保護者用] ・ 子ども・子育て支援に関するアンケート調査 [小学生保護者用] ・ 子ども・若者の意識と生活に関するアンケート調査 (15～39 歳)
	12 月 9 日	・ 子ども・若者向けワークショップ (16～22 歳) テーマ：「わたしたちが望む社会や生活はどのようなものか」
	1 月 10 日	・ 第 4 回子ども・子育て支援事業推進会議
	1 月 25 日	・ 第 2 回子ども・子育て審議会
	2 月 27 日～3 月 4 日	・ 第 5 回子ども・子育て支援事業推進会議
	3 月 26 日	・ 第 3 回子ども・子育て審議会
2024	7 月 10 日～17 日	・ 第 1 回子ども・子育て支援事業推進会議
	8 月 6 日	・ 第 1 回子ども・子育て審議会
	10 月 23 日～31 日	・ 第 2 回子ども・子育て支援事業推進会議
	11 月 20 日	・ 第 2 回子ども・子育て審議会
	11 月 25 日	・ 子ども・子育て支援法第 61 条第 7 項に基づく愛知県との協議
	11 月 27 日～12 月 27 日	・ 市民意見提出制度 (パブリック・コメント) 実施
	1 月 14 日～17 日	・ 第 3 回子ども・子育て支援事業推進会議
	1 月 29 日	・ 第 3 回子ども・子育て審議会

4 一宮市子ども・子育て審議会条例及び委員名簿

(1) 一宮市子ども・子育て審議会条例

令和2年12月21日

条例第58号

(趣旨)

第1条 この条例は、一宮市子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の法令の規定により、児童福祉審議会が所掌する事項
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する事項
- (3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号に掲げる事務に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関する事項
(令5条例3・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

- 2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援関係者、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。なお、臨時委員の任期は、市長が別に定める。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 審議会は、必要な事項を専門的に調査審議するため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。



- 2 部会に属すべき委員等(以下「部会員」という。)は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。
- 4 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の決議とすることができる。
- 5 第4条第2項及び第3項並びに前条の規定は、部会について準用する。この場合において、第4条第2項及び第3項並びに前条中「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と、「委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)」とあり、「委員等」とあるのは「部会員」とそれぞれ読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第7条 審議会及び部会の会議は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第8条 審議会及び部会の会議は、公開とする。ただし、会長(部会にあっては、部会長)が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第9条 委員等は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、子ども家庭部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(一宮市子ども・子育て会議条例の廃止)
- 2 一宮市子ども・子育て会議条例(平成25年一宮市条例第26号)は、廃止する。

付 則(令和5年3月23日条例第3号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(2) 一宮市子ども・子育て審議会委員名簿

任期：2023年4月1日～2025年3月31日

	所属等	氏 名	委員在任期間
子どもの保護者	小中学校保護者 代表	西本 幸子	～2024年5月26日
		岩田 美穂	2024年5月27日～
	幼稚園保護者 代表	遠藤 園恵	～2023年5月23日
		松岡 由起子	2023年5月24日～ 2024年3月31日
		神田 千鶴	2024年4月1日～
	保育園保護者 代表	時田 智巳	～2023年5月23日
		西村 藍	2023年5月24日～ 2024年3月31日
		水野 知恵	2024年4月1日～
子ども・子育て支援関係者	小中学校教諭 代表	溝上 美帆	任期に同じ
	愛知県私立幼稚園連盟一宮支部 支部長	足立 諭	～2023年5月23日
		鈴木 宣宏	2023年5月24日～ 2024年3月31日
		杉山 英俊	2024年4月1日～
	民間保育協会 会長	小池 真理子	～2024年3月31日
		末松 譲	2024年4月1日～
	保育士 代表	谷口 美由紀	～2024年3月31日
		川口 佳世	2024年4月1日～
	放課後児童健全育成事業者 代表	仙田 孝博	～2024年3月31日
		南場 俊宏	2024年4月1日～
学識経験者	放課後児童支援員 代表	小林 龍美	～2023年5月23日
		長江 利恵	2023年5月24日～
	放課後子ども教室 指導員	長谷川 尚子	任期に同じ
	修文大学短期大学部教授・幼児教育学科長	加藤 渡	任期に同じ
市長が必要と認める者	桜花学園大学保育学部教授	上村 晶	任期に同じ
	NPO 法人参画プラネット 代表理事	渋谷 典子	任期に同じ
	一宮市議会議員	則竹 安郎	～2023年5月23日
		森 ひとみ	
		河村 弘保	2023年5月24日～ 2024年5月26日
		本山 廣次	
		鵜飼 和司	2024年5月27日～
		花谷 昌章	
	愛知県一宮児童相談センター長	杉本 一正	任期に同じ
	一宮市社会福祉協議会 会長	真野 克彦	任期に同じ
	主任児童委員 部会長	鵜飼 孝枝	～2023年12月31日
		吉良 智香	2024年1月1日～ 2024年12月31日
		三津原 恵	2025年1月1日～
	児童育成連絡協議会 副会長	牧野 郁子	任期に同じ

※所属に複数人が掲載されている場合は委嘱順・五十音順とする。



5 一宮市子ども総合計画推進会議設置要綱

（設 置）

第1条 子ども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項の規定により策定した一宮市子ども総合計画（以下「計画」という。）に掲げる事業について、庁内の連携により推進するため、子ども総合計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所 掌）

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）計画に掲げる事業の連携による推進に関すること。
- （2）計画の達成状況を取りまとめ、点検、評価を行うこと。
- （3）計画の策定、変更に関すること。
- （4）その他推進会議の目的を達するために必要と認められる事項に関すること。

（組 織）

第3条 推進会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 推進会議の会長は、子ども家庭部長をもって充てる。
- 3 会長に事故ある場合は、子ども家庭部次長を職務代理者とする。
- 4 幹事は、推進会議の所掌事項を整理するものとする。
- 5 推進会議は、必要に応じて、部会及び作業部会を設置することができる。

（会 議）

第4条 推進会議は、会長が招集するものとする。

- 2 推進会議は、必要に応じて、構成員以外の者の出席を求めることができる。

（庶 務）

第5条 推進会議の庶務は、子ども家庭部子育て支援課が担当するものとする。

（雑 則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
（一宮市子ども・子育て支援事業推進会議設置要綱の廃止）
- 2 一宮市子ども・子育て支援事業推進会議設置要綱は、廃止する。

別 表

こども総合計画推進会議委員	備 考
子ども家庭部長	会 長
子ども家庭部次長	職務代理者
子ども家庭部子育て支援課長	幹 事
子ども家庭部子ども家庭相談課長	
子ども家庭部保育課長	
子ども家庭部青少年課長	
子ども家庭部子ども発達支援課長	
市民健康部健康支援課長	
福祉部福祉総務課福祉総合相談室長	
福祉部障害福祉課長	
教育部総務課長	
教育部学校教育課長	



一宮市こども総合計画

発行：一宮市

編集：子ども家庭部 子育て支援課

TEL：0586-28-9022